

(第一類 第七号)

第二十八回国会 社会労働委員會議録第八号

(107)

昭和三十三年二月十八日(火曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 植村 武一君 理事 大坪 保雄君

理事 田中 正巳君 理事 野澤 清人君

理事 八田 貞義君 理事 八木 一男君

小川 半次君 大橋 武夫君

加藤 五郎君 龜山 孝一君

小島 徹三君 田子 一民君

中山 マサ君 藤本 拾助君

山下 春江君 岡本 隆一君

滝井 義高君 堂森 芳夫君

吉川 兼光君

出席國務大臣

労働大臣 石田 博英君

出席政府委員

厚生政務次官 米田 吉盛君

厚生事務官 高田 浩運君

(児童局長)

労働政務次官 二階堂 進君

労働事務官 龜井 光君

(労働局長)

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

二月十四日

委員滝井義高君及び辻原弘市君辞任につき、その補欠として、その補欠として田原春次君及び堂森芳夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辞任につきその補欠として滝井義高君が議長の名で委員に選任された。

委員滝井義高君辞任につきその補欠として田原春次君が議長の名で委員に選任された。

委員田原春次君辞任につき、その補欠として滝井義高君が議長の名で委員に選任された。

二月十五日

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十六号)

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十五号)

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(伊東岩男君紹介)(第九四二号)

同(田中龍夫君紹介)(第九四三三三)

衛生検査技術者の身分法制定に関する請願(日井莊一君紹介)(第九四四号)

同(草野一郎平君紹介)(第九四五号)

同(長谷川保君紹介)(第九九三三)

同(森島守人君紹介)(第九九四四)

同(吉川兼光君紹介)(第九九五五)

精神衛生対策推進に関する請願(原茂君紹介)(第九四六六)

結核後保護施策の恒久的制度確立に関する請願(原茂君紹介)(第九四七七)

国民健康保険の療養給付費国庫補助増額に関する請願(原茂君紹介)(第九四八八)

災害簡易水道の地方債利子全額国庫負担に関する請願(八木一郎君紹介)(第九七三三)

労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願(田中彰治君紹介)(第九七九号)

同(三宅正一君紹介)(第一〇〇〇号)

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(田中彰治君紹介)(第一〇〇一)

中共戦犯捕獲者援護に関する請願(戸叶里子君紹介)(第九九六六)

失業対策事業等に関する請願(赤路友藏君紹介)(第九九七七)

同(有馬輝武君紹介)(第九九八八)

身体障害者年金法制定等に関する請願(有馬輝武君紹介)(第九九九九)

職業訓練制度確立に関する請願(水谷長三郎君紹介)(第一〇〇二二)

同(森本靖君紹介)(第一〇〇三三)

の審査を本委員会に付託された。

二月十五日

身体障害者年金制度創設に関する陳情書外二件(東京都千代田区神田保町二の一七松本征二外二名)(第二六三三)

民生事業関係事務の大都市移譲反対に関する陳情書(兵庫県議会議長田路正之外八名)(第二七四四)

栄養士及び生活改良普及員の増員等に関する陳情書(松山市一番町一五愛媛県生活改善運動推進協議会長戒田敬之外一名)(第二八四四)

消防施設費補助額増大に関する陳情書(高山市議会議長高田弥一郎)

健康保険診療報酬の改良に関する陳情書(東京都文京区湯島三ノ一社団法人日本病院協会会長橋本寛敏)(第二八八八)

原爆被害者補償に関する陳情書(長崎市油屋町五三長崎原爆青年乙女の会及び勤労学徒の集い代表深堀勝一外三名)(第二八九九)

日本製鋼所赤羽作業所における人員整理の措置に関する陳情書(東京都渋谷区桜ヶ丘一四総評全国金属労働組合中央執行委員長椿繁夫)(第二九〇〇)

最低賃金法制定等に関する陳情書(岩手県江刺郡江刺町岩谷堂岩手県江刺地区労働組合連合会議長菅原剛)(第二九一一)

老人福祉制度確立に関する陳情書(仙台市議会議長高橋勝彦)(第二九三三)

精神障害者に対する施策拡充に関する陳情書(仙台市議会議長高橋勝彦)(第二九四四)

国民健康保険事業に対する国庫補助増額に関する陳情書(札幌市議会議長斎藤忠雄)(第二九五五)

結核健康診断及び予防接種費の国庫補助率引上げに関する陳情書(兵庫県議会議長田路正之外八名)(第二九六六)

母子福祉資金貸付事務職員賃金国庫補助等に関する陳情書(兵庫県議会議長田路正之外八名)(第二九七七)

老齢年金制度の早期実現等に関する陳情書(奈良市油屋町二五社会福祉法人奈良県社会福祉協議会長石井政一)(第三〇三三)

国民健康保険の国庫補助配分適正化等に関する陳情書(鹿児島県日置郡吹上町自由民主党吹上町支部長今村寛二)(第三〇三三)

労働組合運動の絶滅等に関する陳情書(名古屋市中津通二の一〇愛知県郷友連盟会長大塚堅之助)(第三〇四五)

労働争議の行過ぎ防止に関する陳情書(新潟市西堀通三番町自由民主党新潟県支部連合会長田中彰治)(第三〇六六)

国民健康保険に対する国庫補助金増額等に関する陳情書(高山市議会議長高田弥一郎)(第三四九四)

肢体不自由児施設設置費に寄附金付年賀はがき収益金の配分に関する陳情書(島根県議会議長室崎勝造)(第三五〇〇)

結核回復者福祉法制定に関する陳情書(郡山市議会議長下河辺行雄)(第三五一一)

剣山及び周辺地域の国定公園指定に関する陳情書(高知市梶屋町一〇七の八高知県町村議会議長会長近森徳重)(第三五二二)

保育所事務費限度額中に予備保育費の認可に関する陳情書(高山市議会議長高田弥一郎)(第三五三三)

生活保護法に基く支出費全額国庫負担に関する陳情書(高山市議会議長高田弥一郎)(第三五四四)

下水道行政の一元化等に関する陳情書（高山市議会議長高田弥一郎）（第三五五号）を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

診療報酬及び薬価に関する小委員会設置に関する件

日本労働協会法案（内閣提出第三九号）

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第五六号）

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四六号）

○森山委員長 これより会議を開きます。

この際小委員会設置の件についてお諮りいたします。先般の理事会におきまして協議いたしました結果、診療報酬及び薬価に関する調査のため、小委員十名よりなる診療報酬及び薬価に関する小委員会を設置すべきであるとの御意見でありましたので、同小委員会を設置することとし、小委員及び小委員長を選任につきましては委員長より指名するに御異議ありませんか。

○森山委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。よって小委員には、

- 亀山 孝一君 小島 徹三君
 - 田中 正己君 野沢 清人君
 - 八田 貞義君 瓦 四郎君
 - 岡本 隆一君 瀧井 義高君
 - 堂森 芳夫君 八木 一男君
- 小委員長には小島徹三君を指名いたします。

次に、本小委員に欠員を生じました場合の補充選任、及び本小委員会の調査のため、参考人を招致する必要を生じました場合には、その決定、人選、及び手続等につきましてあらかじめすべて委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

○森山委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○森山委員長 去る二月十一日付託されました内閣提出の日本労働協会法案を議題とし、審査に入ります。

趣旨の説明を聴取することにいたします。石田労働大臣。

日本労働協会法案
日本労働協会法
目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 役員及び理事会並びに職員（第九条—第二十一条）
- 第三章 評議員会（第二十二条—第二十四条）
- 第四章 業務（第二十五条）
- 第五章 財務及び会計（第二十六条—第三十四条）
- 第六章 雑則（第三十五条—第三十八条）
- 第七章 罰則（第三十九条—第四十一条）
- 附則
- 第一章 総則（目的）

第一条 日本労働協会は、労働問題について研究を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する理解と良識をもちかうことを目的とする。

（法人格）

第二条 日本労働協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 協会は、主たる事務所を東京に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（基金）

第四条 協会の基金は、十五億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第 号）第十條第五号の規定により、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項の基金については、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の定めるところによらなければならない。

（定款）

第五条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 基金及び資産に関する事項
- 五 役員及び理事会に関する事項
- 六 評議員会及び評議員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければならない。

（登記）

第六条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条 協会でない者は、日本労働協会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第六十七条第二項（主務官庁の検査権）の規定は、協会について準用する。

第二章 役員及び理事会並びに職員

（役員）

第九条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（理事会の設置及び任務）

第十条 協会に、理事会を置く。

2 理事会は、会長及び理事をもつて組織する。

2 会長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

3 理事会は、会長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席した会長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（役員の職務及び権限）

第十二条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、会長の定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、協会の業務を調査する。

（役員の任期）

第十三条 会長及び監事は労働大臣が、理事は会長が労働大臣の認可を受けて、それぞれ、労働問題に関し、公正な判断をすることができ、かつ、深い学識経験を有する者のうちから任命する。

2 会長及び理事の任期については、そのうちの二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

（役員の任期）

第十四条 会長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。）

三 政党的役員

（役員）の解任

第十六条 労働大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったとき、又はその行為によつて第十三条第二項の規定に抵触するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適用しない非行があると認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると認められるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

（役員）の兼職禁止
第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）
第十八条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合に

は、監事が協会を代表する。

（代理人の選任）

第十九条 会長は、理事会の決議により、理事又は協会の職員のうちから、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十条 協会の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）
第二十一条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

（評議員会）
第二十二条 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事会の諮問に応じて、協会の業務に関する重要事項を審議する。

（評議員）
第二十三条 評議員は、協会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 労働大臣は、評議員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、又は評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。

（評議員会の会議）

第二十四条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による議長を置く。議長は、会務を総理する。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四章 業務

（業務の範囲）
第二十五条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 労働問題に関する研究及び資料の整備を行うこと。

二 労働問題に関する出版及び放送を行うこと。

三 労働問題に関する講座を開設すること。

四 労働組合及び使用者団体等の行う労働教育活動に対して援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第五章 財務及び会計

（事業年度）
第二十六条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）
第二十七条 協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣の認可を受ける。

けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十八条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで

に完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十九条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算

完結後一月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するとき

は、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）
第三十条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（一時借入金）

第三十一条 協会は、労働大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十二条 協会は業務上の余裕金については、銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

（財産の処分等の制限）

第三十三条 協会は、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

（労働省への委任）
第三十四条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章 雑則

（監督）

第三十五条 協会は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律の適正な施行を確保するため特に必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 前項の規定による命令は、協会の業務の運営の自主性に不当に干渉するものであつてはならない。

(報告)

第三十六條 労働大臣は、必要があるとき、協会に対して業務又は財産の状況に關し報告させることができる。

(大蔵大臣との協議)

第三十七條 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十七條又は第三十一條第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十九條第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十四條の規定により労働省令を定めようとするとき。

(解散)

第三十八條 協会の解散については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十九條 第八條において準用する民法第六十七條第二項の規定に違反して検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第三十六條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合は、その行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十條 次の各号の一に掲げる違反があつた場合は、その行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の規定による政

令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十五條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十五條第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

第四十一條 第七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

第二条 労働大臣は、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立時において、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を受けるときは、政府に対し出資金の払込の請求をしなければならない。

4 設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前條第四項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第五條 第七條の規定は、この法律の施行の際現に日本労働協会に類似する名称を使用している者で、この法律の施行後三月以内に労働大臣の許可を受けたものには適用しない。

2 この法律の施行の際現に日本労働協会という名称又はこれに類似する名称を使用している者(前項の許可を受けた者を除く)は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

この場合において、第七條の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六條 協会の最初の事業年度は、第二十六條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

第七條 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七條中「事業年度開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録税法の一部改正)
第八條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。
第十九條第七号中「労働福祉事業所」の下に「日本労働協会」を、「労働福祉事業団法」の下に「日本労働協会法」を加える。

(印紙税法の一部改正)
第九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。
第五條第六号ノ十一ノ二の次に次の一号を加える。
六ノ十一ノ三 日本労働協会ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)
第十條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。
第三條第一項第十号中「日本放送協会」の下に「日本労働協会」を加える。

(法人税法の一部改正)
第十一條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。
第四條第三号中「日本放送協会」の下に「日本労働協会」を加える。

(地方税法の一部改正)
第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。
第七十二條の第一項第三号中「日本放送協会」の下に「日本労働協会」を加える。

(労働省設置法の一部改正)
第十三條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のよう

に改正する。
第四條第十九号の二の次に次の

一号を加える。
十九の三 日本労働協会法(昭和三十三年法律第 号)

に基いて、日本労働協会に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第七條中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 日本労働協会の監督その他日本労働協会法の施行に關すること。

理由

労働問題について研究を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に關する理解と良識をつちかうことを目的とする日本労働協会を設立することとし、その組織、業務及び財務等について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○石田国務大臣 ただいま議題となりました日本労働協会法案につきまして、その提案理由及び内容の大綱を御説明申し上げます。
戦後わが国の労働運動は、飛躍的な発展をいたし、労使関係も次第に改善されて参つたのでありますが、なお一部には労働組合運動を頭から否定してかかる使用者もあり、またその反面、労働組合側の行き過ぎた行為もなしとしないのであります。
さらに国民一般も労働問題に対する理解の足りない面があると同時にこれに対する正しい批判の眼も十分養われていない状況にあります。このような

状況下におきまして、近代的労働関係の確立を促進いたしますためには、労働使はもとより、国民一般の労働問題に対する理解と良識とをつちかうことが不可欠の前提条件であると信ずるのであります。

従いまして、政府といたしましては、従来とも鋭意労働使及び国民一般に対し、いわゆる労働教育に努めて参つたところであり、また今後ともこれを継続する所存であります。

しかし労働教育には、その性質上、また技術上、政府または地方公共団体が行うことを不得手とする分野も少くございせん。また、わが国におきましては、労働問題に關して、確固たる基礎を持つ専門研究機関はほとんど無いといつてよい状態でありまゝ。そこでこれらの分野を中心として、公正かつ科学的な研究を行うとともに、公正に基きまして、労働使及び国民一般の労働問題に關する理解と良識をつちかうことを目的とする専門団体を設置することがぜひとも必要と存するのであります。

以上が今回、日本労働協会を設置いたしますこととし、その根拠法規として、この法案を提案した理由であります。次に法案の内容について、概略御説明申し上げます。

この法案は、以上申し述べましたような目的を持つ日本労働協会を設置することを定めるとともに、その組織、業務、財務会計等に関する規定を設けることとしたものであります。

すなわち、第一に、日本労働協会は、これ法人といたしますとともに、これに十五億円の基金を設け、政府が全額出資することといたしております。

す。この協会の活動は、その性質上もより営利を目的とするものではなくございせんので、収益による自立はとうてい望みがたいところでありまして、財政的援助を必要とすることは申すまでもありませんが、他面、この協会の目的を達成いたします上においては、事業の継続性を確保するために、政府が基金を出資しその利子によって事業を運営することといたすこととしてゐるのであります。

第二に、協会の役員としては会長一人理事五人以内及び監事二人以内を置くこととしてありますが、会長、理事及び監事は、労働問題について公正な判断を下すことのできる学識経験者の中から任命することといたしてあります。さらに、会長及び理事をもつて組織する理事會を設け、重要事項すべてを審議決定することとするほか、別に十五人以上の学識経験者をもつて組織する評議員會を設け、広く労働関係者の意見が反映されるようにし、協会の運営の適正を期することといたしてあります。

第三に、協会の業務といたしましては、労働問題に關する研究及び資料の整備を行うこと、労働問題に關し出版及び放送を行うこと、労働問題に關する講座を開講すること、労働組合、使用者団体等の行う労働教育活動に対して援助を行うこと等といたしてあります。

第四に、協会の財務、会計等につきましては、政府が多額の出資をいたすことにかんがみまして、予算、決算等会計上の重要事項について労働大臣の認可または承認を受けることを要することとするともに、労働大臣が、必

要な命令等を行うことができることとし、協会の管理を適正ならしめることといたしてあります。しかしながらこの命令につきましては、協会の業務の性格にかんがみ、その運営の自主性に不当に干渉することのないよう特に明文をもつて規定いたしてあります。このほか、協会に対する免税措置等所要の規定を設けることといたしてあります。

以上本法案の提案理由と内容の大綱を御説明申し上げたのでありますが、何とぞ御審議の上すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○森山委員長 以上で説明は終了しました。なお本法案についての質疑につきましては、後日に譲ることといたしてあります。

○森山委員長 次に、去る二月十五日付託されました内閣提出の児童福祉法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。趣旨の説明を聴取することにいたします。米田厚生政務次官。

児童福祉法の一部を改正する法律案
児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條の二第二号中「又は社会学を専修する科目」を「若しくは社会学を専修する科目又はこれらに相当する課程」に改める。

第十六條の二第二号中「科目」を「学科又はこれに相当する課程」に改める。

第十九條第一項中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市にあっては、市長とする。以下この条において同じ。」を加える。

第二十條第一項中「保健所法第一條の規定に基く政令で定める市」を「保健所を設置する市」に改め、同條第二項中「前項の妊娠の届出があつたときは、」を「市町村長（保健所を設置する市の市長を除く。）は、前項の妊娠の届出を受理したときは、」に改め、「保健所法第一條の規定に基く政令で定める市の市長は、都道府県知事に、その他の市町村長は、」を削る。

第二十一條第一項中「都道府県知事の」下に「又は保健所を設置する市の市長」を加える。

第二十一條の十中「第二十一條の八第一項」を「第二十一條の十三第三項」に改め、同條を第二十一條の十五とし、第二十一條の九を第二十一條の十四とし、第二十一條の八を第二十一條の十三とし、第二十一條の四から第二十一條の七までを削る。

第二十一條の三第四項中「医療機関（以下「指定医療機関」という。）を「病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定育成医療機関」という。）」に改め、同條第五項を次のように改め、同條を第二十一條の十二とする。

第二十一條の六から第二十一條の十までの規定は、育成医療の給付及び育成医療に要する費用の支給につ

いて準用する。この場合において、第二十一條の八第四項及び第二十一條の九第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」とあるのは「都道府県」と読み替へるものとする。第二十一條の二を第二十一條の十一とし、第二十一條の次に次の九條を加える。

第二十一條の二 体重が二千五百グラム以下の乳児が出生したときは、その保護者は、すみやかに、厚生省令で定める事項を、その乳児の現在地を管轄する保健所長に届け出なければならぬ。

第二十一條の三 保健所長は、その管轄する区域内に現在地を有する未熟児（身体の發育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。以下同じ。）について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

第二十一條の四 都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長）は、養育のため病院又は診療所に収容することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することとができる。

前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

養育医療の給付は、次のとおり

とする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

養育医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次条の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」という。）に委託して行うものとする。

第二十一条の五 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてその開設者の同意を得て、前条の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

指定養育医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

指定養育医療機関が次条の規定に違反したとき、その他指定養育医療機関に養育医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣が指定した医療機関については厚生大臣、都道府県知事が指定した医療機関については都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して弁明の機会を与えなければならぬ。

ばならない。この場合において、あらかじめ、書面をもって弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第二十一条の六 指定養育医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、養育医療を担当しなければならない。

第二十一条の七 指定養育医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が定めるところによる。

第二十一条の八 都道府県知事は、指定養育医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定養育医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

指定養育医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二十号）に定める審査委員会の意見を問かなければならない。

都道府県又は保健所を設置する市は、指定養育医療機関に対する

診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第二十一条の九 厚生大臣又は都道府県知事は、指定養育医療機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定養育医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定養育医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

指定養育医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該指定養育医療機関に対する都道府県又は保健所を設置する市の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

第二十一条の十 第二十一条の四第一項の規定により支給する費用の額は、第二十一条の七の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

第五十条中「左の各号」を「次の各号」に改め、同条第五号の二中「第二十一条の三及び第二十一条の八」を「第二十一条の十二及び第二

十一条の十三」に改め、同条同第五号の三とし、同条第五号の次の一号を加える。

五の二 第二十一条の四の措置に要する費用

第五十一条に次の一項を加える。

保健所を設置する市は、前項各号に掲げる費用のほか、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第十九条第四項の措置に要する費用

二 母子手帳に要する費用

三 第二十一条の四の措置に要する費用

第五十二条中「並びに前条第二号」を「並びに前条第二号及び第二項第二号」に「及び前条第二号」を「及び前条第一項第二号」に改める。

第五十三条中「第三号を除く」を「第一項第三号を除く」に改める。

第五十三条の二中「第五十一条第一号」を「第五十一条第一項第一号」に改める。

第五十四条中「第五十一条第二号」を「第五十一条第一項第二号」に改める。

第五十五条中「第五十一条第一号」を「第五十一条第一項第一号」に改める。

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二に規定する費用」を「第五十条第五号の三に規定する費用」に、「第五十一条第一号に規定する費用」を「第五十一条第一項第一号に規定する費用（保健所を設置する市の市長にあっては、第五十一条第一項第一号及び第二項第三号に規定す

る費用」に改め、同条第三項及び第四項中「指定医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条第四項中「当該指定医療機関」を「当該指定育成医療機関」に定める。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）
2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号中「育成医療」を「養育医療及び育成医療」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）
3 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五第三項」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の八第三項（同法第二十一条の十二第五項）において準用する場合を含む。」に、「指定医療機関」を「医療機関」に、「児童福祉法第二十一条の五第四項」を「児童福祉法第二十一条の八第四項（同法第二十一条の十二第五項）において準用する場合を含む。」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）
4 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「児童福祉法第二十一条の二第一項」を

「児童福祉法第二十一条の十一第一項」に改める。

第十九条の二第二項中「児童福祉法第二十一条の三」を「児童福祉法第二十一条の十二」に改める。

5 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條第八号中「身体障害児の保護」を「未熟児及び身体障害児の保護」に改める。

6 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書中「更生医療の給付」の下に「養育医療の給付」を加える。

7 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第一号中「更正医療の給付」の下に「養育医療の給付」を加える。

理由

母子衛生の向上及び増進を図るため、未熟児に対する保健所の職員、訪問指導及び養育医療の給付の制度を設けるとともに、母子衛生に関する都道府県知事の権限を保健所を設置する市の市長に移譲する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○米田政府委員 たいだいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、身体が未熟なまま生まれた乳児、すなわち、いわゆる未熟児に対する養育の制度を設けることとしたことであります。

御承知の通り、わが国の乳児の健康状態は近年著しく改善され、その死亡率は終戦直後に比較いたしますと約二分の一に低下いたしておりますが、そのうち未熟児の死亡が乳児死亡の三分の一を占め、その対策が久しく要望されております実情にかんがみ、このたび家庭内で養育できる未熟児に対し保健所職員による訪問指導を行い、また、入院を必要とする未熟児に対し養育に必要な医療の給付を行うこととし、一貫した未熟児の養育対策を確立することとしたものであります。

改正の第二点は、母子衛生に関する都道府県知事の権限を保健所を設置する市の市長に移譲することとしたこととあります。

すなわち、児童福祉法に規定する母子手帳の交付、妊娠婦等に対する保健指導の勧奨、乳幼児に対する健康診査の施行等の都道府県知事の権限を、保健所を設置する市により、行政の効率化と母子衛生の向上及び増進をはかることとしたものであります。

以上が、この法律案を提出いたしましたおもな理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○森山委員長 以上で説明は終了いたしました。

た。なお本案についての質疑につきましては、後日に譲ることといたします。

○森山委員長 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。植村武一君。

○植村委員 母子家庭にとって、福祉資金の貸付法ほど喜ばれておる法律はないのであります。それが、そのために、今年の予算を見ますと、約五千万円ほどの減額になっております。これが理由をまず伺っておきたい。

○高田（浩）政府委員 お話しのよう、三十三年度の予算は、前年度の三十二年に比しまして、五千万円減になっております。御承知のように、母子福祉資金の資金源と申すのは、国及び県からの財源の繰り入れと、従来貸し付けましたものに対する償還、この両方が元本となつて、それが貸付の資金源になるわけであります。年を加えるに従いましてだんだんふえております償還の額とにらみ合せて、国の予算が五千万円減になつたわけでございまして、これは、率直に申し上げますと、御承知のように、従来県が母子福祉資金として予算に計上します額が十分でございまして、そのために国の予算がございまして、そのために国の予算がございまして、残りになるのが実情でございまして、これは三十二年度におきまして、やはり同じような状況でございまして、従つて、これが急速に三十三年度において、この程度の間では不足を来すというふうな状況ではないとの判断をいたしましたのも一つの理由であります。そういうふうな

事情によりまして、結果としては予算の数字は減になりましたけれども、従来よりは悪化をするというふうには考へていないわけでございまして。

○植村委員 この資金の消化がどうもうまくいかないというところで、昨年度国の負担率を二分の一から三分の二に引き上げられたことは御承知の通りです。地方財政の負担を軽減することに、この資金がもつと有効に利用されることを期待して国の負担率を三分の二に引き上げたわけであります。が、それなのに、なお消化がどうもうまくいかないという今のお話の原因は一体どこにあるのですか、さらに伺つておきたい。

○高田（浩）政府委員 私どもも、国の負担率を二分の一から三分の二に上げる、よれによつて相当消化が促進されることを期待しておつたのでございすけれども、率直に申し上げます、ふたをあげて見ますと、期待通りにはなつてないことは非常に残念に思つております。これはいろいろの要因があると思ひますけれども、根本は、やはり母子福祉に対する考え方が十分まだ徹底をしてない面があるのではないかと申すのでございまして。と申しますのは、母子福祉資金に対する貸付の要望が非常に少なくなつておるのであるならば格別ですが、これはやはり相当な量でございまして、借りたいという申し込みに対しては実際に貸し付けられておるわけではございません。それなのに地方において予算の計上が行われ

ないのは、やはり母子福祉についてのかえ方の根本の問題が一つあるのではないか。この点は従来も私たちが努力を

して参りましたが、今後とも努力をして参りたいと思ひます。

それから第二に、地方財政の窮乏云々の問題があるかと思ひます。これも確かに一つの原因であらうと思ひます。その点を考慮して貸付率を三分の二に引き上げるといふことを実行したわけでございまして、この点は私どもの方から見れば一つの考え方の問題でありまして、ほんとうにやる気になればそう大きな額でもございせんこと、これは一面の理屈はあるかもしれせんけれども、それで全部というわけには参らないと思ひますのでございす。そういうふうな点があるいはかにも考えられると思ひますけれども、資金源が少なくなつていくことが致命的な現象でございまして、今後私ども社労の皆様方の御理解の上に立つて十分努力をいたしたいと思ひますのであります。

○植村委員 今の御答弁でもちよつと触れられたと思ひますが、地方財政の窮乏のために裏打を十分しないということも原因であるかと思ひますが、同時に私の知っている範囲では、非常に希望者が多いのに十分に貸し付けられぬという原因の一つには、審査があまりに厳重過ぎて、安全度をあまりに見込み過ぎて、ほんとうに母子家庭の希望を満たすことができないという現状があらはれないか。そう安全度ばかりを考へておつては、これはほんとうの福祉資金貸付の精神に私は必ずしも一致しないと思ひますのであります。そういう点において各都道府県におきましては、どういふふうな報告が来ているかということをお聞き

○植村委員　資金が割合に今だぶつておるのだから、それなら——今度の法律の改正のいずれもがけっこうであるりますが、高等学校の就学資金の千円を私はさらに五百円くらい引き上げて千五百円くらいにしてやつてはどうかと思うのですが、いかがでようか。

○高田(浩)政府委員 高等学校の就学資金は、御承知のように長い間七百万ということで据え置きになつておりまして、これが去年御協賛をいただきました

だんだんこれが低下をいたしまして、すでに六〇％台に落ちていっているのでございます。これが落ちて参りますと、結局予算の計上にももちろん支障を生ずると思いますし、同時にこの償還された額が右から左に貸付財源になるわけでございますから、資金の回転能率が非常に悪くなるわけでございます。そ

うなりますと結果として母子福祉資金の資金源を非常に窮屈ならしめるといふような観点から、私どもも償還の問題については意を用いておる次第でござ

す。

○植村委員 もう一つ言うと、これは母子相談風の補助員というような形ですか。

○高田（浩）政府委員 母子相談員は、御承知のように母子家庭の更生その他について相談にあずかる、あるいは御指導を申し上げるということが主たる

任務でございまして、貸付金の問題にあまり深入りするということは、母子相談員本来の仕事からいってどうかと思っておるのですが、現実には

万世帯中生活保護を受けておる者が十
万四千と出ております。この数字の示
す通りに貧困の一番大きな原因をな
しておる要素であると思うのでありま
す。しかも今の生活保護を受けておる
世帯数等は、まことに切り詰められた
ぎりぎり決着のものでありまして、か
りこれを一割引き上げるとすると、

その率は今申し上げた七万四千の六倍に相当する数字にふえると思うのであります。こういった老人世帯及び母子世帯というものの貧困の原因が何にある

こうとする考え方があるかどうか、この問題に長い間非常な努力を傾けられました高田局長の御意見を承わり、なお厚生大臣代理として、政務次官のこれに対する熱意ある御答弁をいただきたいと思います。

○高田(浩) 政府委員　母子年金の問題については、今お話の山下先生非常な

熱意を傾けてこられまして、母子年金についての先生の強い御推進というところがある意味においてこの国民年金全般の推進に非常に、大きな力になった

ことは、これは一同の認めるところであろうと思つてあります。今お話のように、具体的に母子年金のものについていろいろな経緯が、特に前年来たことはお話し通りでありま

す。私も母子世帯の問題については及ばずながら努力を傾けてきたつもりでございます。それについては具体的に一つ一つの問題を解決していく、現実に母子世帯の上はその福祉の雨

注ぐようにということが、念願であり、その線に沿って努力をして参つたのであります。それがおかげさまでおとしよりは昨年、昨年よりはことし、少しづつではありますけれども前進を続けて参りましたことは、これは国会の皆様方の非常なお骨折りと御同情のたまものであると思ひまして、母子世帯ともども感謝をいたしておるところでございます。今お話の年金の問題は、これは母子世帯多年の悲願でございまして、だんだん直前の問題が解決していくに従つて、この問題が最も大きくクローズ・アップされてきておる状況でございまして、今後私どもこの実現に努力したいと思つておるものでございます。御承知のように国民年金の問題は先般来この委員会等におきましてもいろいろ御議論がござい

ましたが、これの考え方のうち、具体的な考え方というものがまだ十分成果を得るところまで至っていないのが現実でございまして。従つてこれといわゆる母子世帯に対する年金の問題とを、どういふようなからみ合いにするかという点について、まだ厚生省として十分成果を持つに至っていないことは、これは大へん残念でありますけれども、率直に申し上げて今申し上げた

ような事情にあるわけでございます。今日母子年金の問題、あるいは老齢年金の問題等が最初に強く打ち出されましたけれども、今日の段階としては国民年金とのからみ合いという格好になつておるわけでございまして、その辺を全般的に構想を固めなければ、たとえば母子年金の問題を本格的にどうするといふことは、現実の問題としてむずかしい問題となつてくるのでござい

ます。しからば問題は広範な母子年金を一ぺんにすべてにわたつてやる、あるいは順序をつけるか、それういふような問題もあるわけでございまして、この辺は財政上の見通し、あるいは実施上の立て方ということもにらみ合せて、一緒にやるかあるいは順序、先後をつけてやるか、順序先後をつけてやればこれはおのずから常識の落ちつきと落ちてくつとくるのであります。ところが、そういうような問題に對するから全然関係なしに母子世帯に對するあるいは年金、あるいは手当というものを考へて、これを実施するといふことは、もちろんこれは考へられる一つの方法である、将来年金との関係を調整するといふことが考へられる筋だと思つてございまして、それと、その辺をどういふふうに見現していくかというところは、少くとも私の立場としては、これは実現の早期達成というのを一つの目安として考へていかなくてはならない問題ではないかと思つてござい

ます。現実の問題として、厚生省としてどういふ方向に具体的に走り、あるいは走らんとしつとあるかという点をお答えできないことは、私としてまことに残念でございまして、この母子年金の問題を推進する

し、そして多年の母子世帯の悲願を一日も早く実現をしたいという熱意については、これは人後に落ちないつもりでございまして、今後とも皆様方の御指導をいただきまして、努力をして参りたいと思つております。

○米田政府委員 母子年金についてでございますが、身体障害者の方々から承りますと、盲人等の年金を早く先にするべきだ、こういうお説も承ります。こういう声を承るにつきます。考へますことは、国民全体の年金制度実現といふことが、結局おそきに失しておるのではないかと感じを持っております。それで先般来御説明申し上げておりますように、早急に国民年金制度を実現しなければならぬ。これは三十四年からやるか、五年からやるか、いろいろ説がございまして、結局あるといふことの時間が一年か二年の争点になる程度でございまして、私らといたしましては、国民全体をこの際見通しをつけまして、政府の責任にすることとございまして、予算等の見通し、計数等の整理をすつかりいたしまして、すつきりした姿で責任をもつた方向に踏み切りたい、このように考へておりますので、今仰せのように母子だけを先にやる、あるいは障害年金だけを先にやるというところは、もう一年か一年半の問題でござい

ますから、一緒にスタートをいたしたい、こういう実は考へてござい

す。

○山下(春)委員 厚生大臣の代理として答弁を求めたのでありますから、やむを得ずそのように仰せられるであろうと思ひますが、それは自民党の一人の議員にお立ち返りになれば、はなはだ遺憾な答弁であつたと思わざるを得ないのであります。と申しますことは、なるほど盲人やその他の身体障害者、これも年金をすみやかに打ち立ててあげなければなりません。しかしながら米田政府次官も御様をお持ちであります。日本の統計の示すところによれば、必ずあなたの方が先におなくなりになることになつておるのであります。女子の方が平均寿命が四年ほど長い。母子年金といふことは、盲人の方もお気の毒でありますけれども、盲人の方といへども奥様を持つて、乏しいながらも人としての潤いのある生活を営んでおられる方々が大部分であり、母子世帯の陰惨さといふものは、女子でなければ想像がつかないものであろうと考へるのであります。その陰惨な生活の上に、かえて加えて貧困でございまして、これはわが党といわす、社会党といわす、世の男子の方がこの陰惨な生活を、すみやかに少しでも光を与えなければならぬといふ議論的な考へをお持ちになるはずでござい

ます。従ひまして、われわれとしても、理想としては国民年金を調子をそろえて一ぺんに発足することが好ましいことでありますけれども、長年やつてきたわれわれから見ると、なかなか政府が来年から、あるいは再来年から国民年金発足を申しまして、さう簡単でこの問題がなかなか踏み切れない多くの要素を持つておりますので、前段に申し上げました通り、やがて国民年金が発足をしたらいつでも統合できるような、政府で基本的な構想をおきめになつて、発足できるものから発足する。非常に陰惨なものから先に発足するということで、そして政

府の腹がきまりましたときに、これに調子を合はして統合して一本の姿にまとめるといふ、少くとも年金問題がもはや今日言ひのがれのできない段階に追い込まれてきている今日いたしましたし、少くとも政府は国民年金といふものは、とにかく大方の目安はこの辺でいくという目安をきめて、そうしてすみやかにやらねばならぬものから順次発足していく。医療保障にいたしまして、何回も何回も、社会党の滝井議員などは毎年予算委員会でする意思があるかあるかと、政府を鞭撻しておられます。政府も統合する意思がありますと答えるのですが、言うべくしてなかなか困難な問題でござい

福祉は児童局、こういうことで、多少は役所にありがちなセクショナリズムで、集めたいと思つてもなかなか集まらぬ、それで総合的に考えるとかなんとかということになつて、だからだになつておるのではないかと思うのですが、児童福祉法というにもかかわらず母子だけは貸し付けなければと言つておるといふようなことは、そういう法律の名前だけではどうでも内容がよければいいじゃないかということですが、そうはいかないのでありましてそういうむずかしい点がございますも、それは全国百五十万母子の心からなる唯一無二の頼みの綱でございますから、ぜひ一つそういう点はすみやかに踏め切つていただいて、総合法の制定をするといふことの御決意を願いたいと思

うのであります。そういうことはわが
覚におきましてもただいまも賛成の声
あるごとくやはり政治家はあなた方の

お役所の御都合でこの法律がいつまでも足踏みをしておるということではまことに困りますので、局長は一つ勇気

を出して、これは党の全員の希望することでもあり、全国百五十万の未亡人の希望でもございますから、ぜひとも

すみやかに母子福祉総合法を制定されるように私は強く要望いたします。まだ御質問者があるようでございますか。

ら、政務次官もぜひ御努力を願うよう
にお願ひをして、質問を終わります。

○森山委員長 滝井義高君。

○滝井委員　私は母子年金に関する基礎的なことを少しお尋ねしたいのですが、それは昨年度の予算で、国民年金

度制準備費として、全国の未亡人母子世帯生活実態調査として三百二十六万円を計上して実態調査をおやりになつ

にだんだんと格差が出てきたということを申し上げましたら、庶民金融等の実態を見なければならぬ、問題があるという御説明がございましたが、でき得べくんば、次会に国民金融公庫その他中小金融の二十七年以降における状況、それからその返還状況、これも一緒に資料として出していただきたいと思います。それから母子の世帯の経済状態は、これは私は全般的に見たら總体的にはよくなっていると思うのです。しかし、他の所得階層との比較を見ると、母子階層の伸びというものはおそらく少ないのじゃないかという気持がするわけです。従つてその資料も、ごめんどろでしようが、一つあわせて出してもらいたいと思います。

それから後段の三十二年末において五億九千万円の国の貸付金の中から三億七千五百万円だ、こういうことになりますと、やはり不用額というものが、年度末までの一、二、三を三千万

円ずつ九千万円、あるいは一億貸しても、四億七千万円しかないのです。そうすると、一億二、三千万円というものは余つてくる、こういうことになるわけですね。これはやはり一にかかつて地方財政の問題にからまつてくるだろうと思ふのです。公選知事でございまして、こういう母子家庭のような零細階層に金を出すことについては、知事もおそらく積極的だろうと思ふのです。ところが、何せその地方財政が、いろいろの面で貧困の状態にあるために、こういう結果が出てくるだろうと思ふのです。しかし、三十三年度は交付税も上つたし、地方財政の自然増というものは相当ふえておりますし、しかも貸付のワクというものは五千万円も削られた、こういう状態になつておりますので、三十三年度は五億四千万円になつたのですが、金額一つ出るように努力してもらわなければいかぬ、こう思ふのです。どうも昨年法律を改正して三分の二の貸付にしたにもかかわらず、こういう実態であるといふことは、やはり何かこの母子福祉の貸付資金そのものについて根本的な検討をやらなければならぬ状態が徐々に露呈をしてくておるといふ感じがするのです。そういう点、今までの局長の経験からいって、貸付方法や貸付対象の七つの資金等に何か問題点があるのじゃないかという感じがするのですが、何かこういうところを直したところからあります。

○高田(浩)政府委員 現実に母子世帯に対する貸付それ自体、これは手続の問題でありまして、これは手続の問題であると思ふます。これはこれとして改善していかねければならぬと思ひますが、それが府県における貸付資金の予算計上に悪影響を及ぼして、その結果なかなか消化ができない、そういうような現象というのについては、私も従来やつておりました経験に徴しましては、思い当る節がそうないのでございまして、結局、先ほど申し上げましたが、一面においては母子世帯の方からは借りたという希望がかなり強いのかかわらず、従つて、貸付財源さえあれば貸せるという状況であるにかかわらず、府県の財政措置が期待通りに行われないといふ、それは別個の問題として私どもは考えておるわけではございまして、これについては、もちろん母子福祉に対する社会的な認識ないし同情、その基礎の培養の問題と、それから地方財政の問題と、両者を考へていかなければならぬのじゃないか、かように考へておる次第でござい

ます。○滝井委員 国が三分の二を出したら、あと三分の一は地方自治体に出すように義務づけるというところは、これはなかなか問題があると思ひます。そういう点毎年予算を計上したものが不用額として余るということについては、私もいろいろ考へてみたが、どうも明白なところはないので、どうも考へていただきたいと思ひます。次に、千六百万円の事務費の二分の一の補助の使い方の問題です。さいぜん植村さんの御質問があつたときに、もう少し局長の方で具体的にその使用方法について明示があるかと思つたのだが、どうもそのところがはつきりしないのです。千六百万円の金を事務費の補助として取ることができたのは非常に慶賀の至りですが、それを未亡人に委嘱をして、できればその償還の促進の事務をやつてもらへるようになりたういふところがあるか、これがございまして、その場合に母子相談員との関係は一体どうなるのか、こういう問題が出てくるわけですね。現実には母子相談員そのものが一体非常な積極的な活動をしておるかといふと、母子相談員は府県の非常勤職員だと思ひますが、全国で多分八百三十人くらいしかいなかったと記憶しております。こういうものとの関係、非常勤の母子相談員といふものを別に置いておつて、今度の二分の一補助の千六百万円取つて、別に未亡人へ今度は貸付金の償還促進事務をやらせる、こういうことがなると、まさき行政といふものがばらばらになつてしまつて、どうも問題が出てくるのじゃないかといふ感じがするのです。そこあたりもう少し千六百万円の使い方を——これは府県に渡して、府県がおそらく市の福祉事務所なり県の福祉事務所に持つていくのだらうと思ひますが、そこあたり、わずかの金でありまして、けれども、ニューフェスとして現れた金でありまして、貴重な金です。これの金の使い方を誤ると来年はばつさり切られるといふことになる。最近だんだん償還率が低下してきておるといふ実態から考へあわせてみると、この千六百万円といふものの使いよういかによつては、非常に有効な金になるか、

どぶに捨てるような金になるか、分れることになる、そういうためには使う主体をはつきりしておかなければならぬ、どのところでこれになつてこの金を使うか、もう少し明白に御説明願ひたいと思ひます。○高田(浩)政府委員 母子相談員は、この母子福祉資金の貸付等に関する法律の十五条にございまして、身上相談に應じ、その自立に必要な指導を行う等云々、そういうふうな役割を持つたお話のような非常勤の職員でございまして、従ひましてこれはいわば一般的な身上相談ないし自立のいろいろの指導、そういったことを役割とするものでございまして、母子福祉資金の貸付ないし償還それ自体につきましては、これはむしろ母子相談員というよりも社会福祉事務所の方で事務的にやる、そういうような建前で実務は出発しておつたのでございまして、ところが實際問題として、社会福祉事務所が生活保護の仕事その他で非常に追われておまして、勢ひ貸付の仕事に關することが相当相談員の方にかつてきておるような実情になつておりますので、そのために相談員本来のなすべき仕事が多分達成できないといふような面が現実には多々あるのでございまして、そういうような現象から母子相談員の活動がしばしば歯がゆいと申しま

すか、そういうようなお話もありましたことと符合すると思ふのでございまして、それでどちらかと申しますれば、母子相談員は本来の母子相談員の仕事に専念してもらつて、貸付の仕事は社会福祉事務所を中心として事務的にこれを処理していく、そういうような考へ方が一番筋にかなつた行き方だと私どもは考へておるのであります。そういう意味において貸付、償還の關係の仕事は今度の新しい予算で促進をしていくといふことでございまして、もちろん先ほど申し上げましたように、ただ金の催促にぐるぐる回るといふだけではないに、やはりある程度催促するからにはそれに伴う指導というものがあつて、その点については母子相談員の仕事と多少オーバーラップする面があるかと思ひます。そういう関連においては母子相談員の一つの補佐的な役割もあるといふこともあ

今の住宅の問題、確かに重要な問題でございます。私どもも努力をいたしておるのでございますが、貸付の資金につきましても、余っているのは国の予算が余っているわけで、現実には貸し得る資金源が余っているというわけではないのですから、従って貸付をどんどん拡張して、住宅の分まで拡張するということには、今の立て方としては参らない状況でございます。もちろん金が残っているから、むしろ国の貸付の予算を削って、その分を住宅の方に回したらどうか、これは一つ意見としてはあり得ることだと思っておりますけれども、その辺の問題は、

今後一面においては従来の住宅についてのいろいろな施策を推進をして参りますと同時に、さらに検討していただきたいと思ひます。

○山下(春)委員 関連。住宅問題で、さつき私もちよつと触れたのでございすが、厚生省は今種井議員の御指摘のような問題をつとに勘案されて、第二種母子寮という御計画をされたのでありますが、これが今回予算がつきま

せんでしたから、この際それを復活するわけにも参らぬと思ひますが、実は御指摘の通り、十年間子供を養うというに精一ぱいの母子たちは、家が傾こうが雨が漏ろうが、それを直す余力がなかつたのです。そこで今種井さんが言われた三十万も貸してゐるではないか、これは法律上そんなに一人で借りられるわけでもありませんから、三人四人で共同して一つの中華そば屋をやるとかあるいはたばこ店をやるとか、いうことであつたと思ひますが、そこでその貸付金を住宅へ回すというわけにはいかないと思ひますが、

とにかく国でこのワク内で今言われた第二種母子寮に相当するような家を見まわし、確保すること。私も厚生省がこれらの家を建てるといことは、もう長い間言ひ尽してきかたです。建設省に建ててもらつてはなかなかゆいところの届く住宅政策がでないから、どうしてもこういう母子世帯の家とかあるいは引揚者の家とかというものは、厚生省自体がその業務とともにこの家を考へるという、血の通つた住宅政策でなければだめなんだというのを力説して参つた関係上、建設省で今度非常に安い家を建て、たしか二万戸があると思ひのであり

ますが、それを強力に厚生省で主張して、そうしてこれらの住宅に充てるといふ御決意があるかどうか、ぜひともわれわれ委員会としてもそういう方途に今年度としては当りたいと思ひますが、この住宅問題に対する児童局の考え方は今どういふふうになつておりますか、お聞かせ願ひたい。

○高田(浩)政府委員 第一に第二種公営住宅と申しますか、母子世帯にも振り向けられる住宅の建設については、建設省としては昨年よりもより多くのものを三十三年度において予定をしておられるわけでございます。これは一面においては母子世帯とその他の低所得層に対する住宅の問題についての認識の一つの現われだと思ひのでござい

ます。そういう意味で私も従来とも母子世帯についての入居の促進ということについて両省緊密に連絡を合つてやつておつたのでございまして、けれども、今後お話の線に沿ひましてさらに一そう努力をして、特に中央同士の話がつきましてもなかなか末端のすみずみまで徹底するには不徹底なところもなきにしもあらずでござい

ますので、そういう点は末端までよくその趣旨が徹底するように一そう努力を傾けて参りたいと思ひます。それから同時に厚生省として考えました第二種母子寮等一連の問題についてはさらに十分研究を重ねまして、今後これが実現に努力をいたしたいと思ひま

す。

○山下(春)委員 そこで建設省の第二種公営住宅の中で母子世帯に対して割愛しますという事はわれわれもた

たび聞くのでありますけれども、実際問題として、この国会のすぐわき、

参議院の自動車の車庫があるところに焼け残つた蔵があります。その蔵のわきにトタン屋根を差しかけて住んでゐる母子世帯が、もはや戦後十三年、何べん東京都で抽せんしても当たらないのです。第二種公営住宅に入るためには

実態ではだめなんです。そこで私も協力して、かわいそうなものですが税金をもつとたくさん納めておるような書類をこしらえて、その住宅に入る資格を作つて抽せんさせておる。ところが税金はその年からたくさん払つてゐるにもかかわらずまだ三年もくじが当らぬそうです。これはわれ

われそういう資格を作ることに協力したものはまことに申しわけなくおるのでもございまして、東京都の住宅の方へもさんざん申し入れをしておるわけなんですけれどもいまだ当たらない。これは広い東京といわずに、すぐ目の前にそういう実例があるのです。そこで

そういう申し入れを厚生省でなされたくらいでは効果がなないのでございまして、その中の五千戸なら五千戸は強力なひもつきで、それで全国の県庁へそのことを十分に指令していただい

て、その県で必要な部分だけは強力なひもつきで送り出していただかないと、中央同士の話し合ひだけでは地方末端には全然通用しないのでございまして、そういう強力なひもをつけてこのワクを流すというこの御措置を願へるか、どうか、もう一度お伺ひしたい。

○高田(浩)政府委員 第二種公営住宅のうち何戸を母子世帯に振り向ける、そしてこれをどういふふうに分する

というところが一番徹底した措置だと思ひのでございまして、今までも私ども建設省の方と話した結果によりま

すと、そこまでのひもつきはなかなかむずかしくて実現を見てないような状況でございまして、お話しもござい

したのであらによろしくお話し合ひをいたしたいと思ひます。

○山下(春)委員 そのお話しにくい点につきましては、われわれもそういうことを建設省の方で言ひますまいかと思ひまして十分配慮いたしまして、わが党建設委員に強力にこの問題を話しました。そして厚生省の方はもつと強くこれはひもをつけてとるべきだといふくらいまで建設省の方は委員さんたちがみな一生懸命やつて下さつてお

りますので、ぜひ一つ全部の配分がきまらないうちにこの問題だけは本年第二種母子寮の予算を獲得できなかったという事は非常に残念であり

ましたが、そのかわりにこういう現実

にすみやかに家の建つものにひもをつけて流したという事になればその効果は同じでございまして、これは政

務次官にも特別にお願いいたしておき

ますが、一つ強力に建設省とお話し合ひを願つてひもをつけて流していただくように政務次官にどうぞ一つそのこと

に対して御決意を承わらしていただき

たいと思ひます。

○米田政府委員 ごもつともでござい

ます。最近政務次官会議もそういうよう

うに各省にわたる問題で未解決あるいは解決困難に問題を大いにやろうという

ことに申し合せをいたしまして、実は早朝八時半から政務次官会議をやる

ことに変更してやつておりますので、手始めに一つ十分努力をいたします。

○滝井委員 今住宅の問題で山下先生が非常にいい御意見を拝聴しました

が、私は未亡人は第二種住宅には入れないと思ひます。それは入れる人も

おられます。しかし母子家庭の実態が、四割八分というのはい万円以下の所得

なんです。そしてその母子家庭の一割が生活保護の対象で、一割四分は家計

が赤だという、こういう実態では千

四、五百から二千円する第二種公営住宅に入れないのです。第二種公営住宅

に入れる母子家庭もあると思ひので

す。従つてこのワクは遠慮して返上する必要はないと思ひます。しかし

はやそれで救えない階層がとにかく五割近くおるのですから、それらの諸君

のために、これは身体障害者も含めて、何かやつぱりもう少し調子を落

した住宅—それは具体的に厚生省が構

想を持つておられた第二種母子寮でも

けつこうだと思ひます、そういうものをこの際決意をされて推進をする以外

には私はだめだと思ひます。それは政府資金や技能修得資金を貸して

くれるといつても、やはり住居のないジプシーの民ではだめです。だからお互

いが貧しいながらも祖国を愛していく

には、やはり祖国に根をはやしていく以外にない。根をはやしていくといふことは住居を持つということですよ。やはり住居を持つということによつて、貧しいながらも母子家庭といふものはすくすく伸びていく。そしてそこから次代の國を背負う子供が生まれてくるのです。そういう点から、どうもこれは生業資金の貸付の対象から少し遠い住宅の問題、しかもその比率が補修